

印紙税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(有価証券の意義)</p> <p>第60条 法に規定する「有価証券」とは、財産的価値ある権利を表彰する証券であって、その権利の移転、行使が証券をもってなされることを要するものをいい、<u>金融商品取引法</u>（昭和23年法律第25号）に定める有価証券に限らない。</p> <p>(例)</p> <p>株券、国債証券、地方債証券、社債券、出資証券、投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券、特定目的信託の受益証券、<u>受益証券発行信託の受益証券</u>、約束手形、為替手形、小切手、貨物引換証、船荷証券、倉庫証券、商品券、プリペイドカード、社債利札等</p> <p>(注) 次のようなものは有価証券に該当しない。</p> <p>(1) 権利の移転や行使が必ずしも証券をもってなされることを要しない単なる証拠証券</p> <p>(例)</p> <p>借用証書、受取証書、運送状</p> <p>(2) 債務者が証券の所持人に弁済すれば、その所持人が真の権利者であるかどうかを問わず、債務を免れる単なる免責証券</p> <p>(例)</p> <p>小荷物預り証、下足札、預金証書</p> <p>(3) 証券自体が特定の金銭的価値を有する金券</p> <p>(例)</p> <p>郵便切手、収入印紙</p> <p>別表第1</p> <p>課税物件、課税標準及び税率の取扱い</p> <p>第4号文書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>株券、出資証券若しくは社債券又は投資信託、貸付信託、<u>特定目的信託若しくは受益証券発行信託の受益証券</u></p> </div> <p>(投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券、<u>特定目的信託の受益証券及び受益証券発行信託の受益証券の意義</u>)</p> <p>3 「<u>投資信託の受益証券</u>」、「<u>貸付信託の受益証券</u>」、「<u>特定目的信託の受益証券</u></p>	<p>(有価証券の意義)</p> <p>第60条 法に規定する「有価証券」とは、財産的価値ある権利を表彰する証券であって、その権利の移転、行使が証券をもってなされることを要するものをいい、<u>証券取引法</u>（昭和23年法律第25号）に定める有価証券に限らない。</p> <p>(例)</p> <p>株券、国債証券、地方債証券、社債券、出資証券、投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券、特定目的信託の受益証券、約束手形、為替手形、小切手、貨物引換証、船荷証券、倉庫証券、商品券、プリペイドカード、社債利札等</p> <p>(注) 次のようなものは有価証券に該当しない。</p> <p>(1) 権利の移転や行使が必ずしも証券をもってなされることを要しない単なる証拠証券</p> <p>(例)</p> <p>借用証書、受取証書、運送状</p> <p>(2) 債務者が証券の所持人に弁済すれば、その所持人が真の権利者であるかどうかを問わず、債務を免れる単なる免責証券</p> <p>(例)</p> <p>小荷物預り証、下足札、預金証書</p> <p>(3) 証券自体が特定の金銭的価値を有する金券</p> <p>(例)</p> <p>郵便切手、収入印紙</p> <p>別表第1</p> <p>課税物件、課税標準及び税率の取扱い</p> <p>第4号文書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>株券、出資証券若しくは社債券又は投資信託、貸付信託若しくは<u>特定目的信託の受益証券</u></p> </div> <p>(投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券<u>及び特定目的信託の受益証券の意義</u>)</p> <p>3 「<u>証券投資信託の受益証券</u>」とは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭</p>

改正後	改正前
<p>券」及び「受益証券発行信託の受益証券」は、それぞれ次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 「投資信託の受益証券」 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第7項《定義》に規定する受益証券</p> <p>(2) 「貸付信託の受益証券」 貸付信託法（昭和27年法律第195号）第2条第2項《定義》に規定する受益証券</p> <p>(3) 「特定目的信託の受益証券」 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第15項《定義》に規定する受益証券</p> <p>(4) 「受益証券発行信託の受益証券」 信託法（平成18年法律第108号）第185条第1項《受益証券の発行に関する信託行為の定め》に規定する受益証券</p> <p>第7号文書</p> <div data-bbox="147 655 1037 770" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>継続的取引の基本となる契約書(契約期間の記載のあるもののうち、当該契約期間が3月以内であり、かつ、更新に関する定めのないものを除く。)</p> </div> <p>(金融機関の範囲)</p> <p>14 令第26条第2号に規定する「金融機関」には、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業を営むもの等通常金融機関と称されるもののほか、貸金業者、クレジットカード業者、割賦金融業者等金融業務を営むすべてのものを含む。</p> <p>第12号文書</p> <div data-bbox="147 1038 1021 1078" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>信託行為に関する契約書</p> </div> <p>(信託行為に関する契約書の意義)</p> <p>1 「信託行為に関する契約書」とは、信託法第3条第1号《信託の方法》に規定する信託契約を証する文書をいう。</p> <p>(注) 1 担保付社債信託法（明治38年法律第52号）その他の信託に関する特別の法令に基づいて締結する信託契約を証する文書は、第12号文書（信託行為に関する契約書）に該当する。</p> <p>2 信託法第3条第2号の遺言信託を設定するための遺言書及び同条第3号の自己信託を設定するための公正証書その他の書面は、第12号文書には該当しない。</p>	<p>和26年法律第198号)第5条《受益証券》に規定する受益証券を、また「貸付信託の受益証券」とは、貸付信託法（昭和27年法律第195号）第8条《受益証券》に規定する受益証券を、また「特定目的信託の受益証券」とは資産の流動化に関する法律（平成12年法律第97号）第173条《受益証券》に規定する受益証券をいう。</p> <p>第7号文書</p> <div data-bbox="1178 655 2067 770" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>継続的取引の基本となる契約書(契約期間の記載のあるもののうち、当該契約期間が3月以内であり、かつ、更新に関する定めのないものを除く。)</p> </div> <p>(金融機関の範囲)</p> <p>14 令第26条第2号に規定する「金融機関」には、銀行業、信託業、証券業、保険業を営むもの等通常金融機関と称されるもののほか、貸金業者、割賦金融業者等金融業務を営むすべてのものを含む。</p> <p>第12号文書</p> <div data-bbox="1178 1038 2045 1078" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>信託行為に関する契約書</p> </div> <p>(信託行為の意義)</p> <p>1 「信託行為」とは、信託法（大正11年法律第62号）第1条の規定による信託行為をいう。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>非課税文書</p> <p><u>非課税法人の表、非課税文書の表及び特別法の非課税関係</u> (国庫金の取扱いに関する文書の意義等)</p> <p>2 非課税文書の表の「国庫金の取扱いに関する文書」とは、日本銀行国庫金取扱規程(昭和22年大蔵省令第93号)の規定に基づき、日本銀行(本店、支店及び代理店)が国庫金の出納に関して作成する文書をいい、国庫金とは、単に国の所有に属する現金だけではなく、保管金等政府の保管に属する現金を含む。</p> <p>なお、国庫金の取扱いを行うことについての日本銀行と金融機関との間の契約書は、国庫金の取扱いに関する文書として取り扱う。</p> <p><u>(注) 法令の規定に基づき、国税や国民年金保険料等(以下この項において「国税等」という。)の納付を受託することについて指定を受けている者(以下この項において「納付受託者」という。)が、国税等の納付を当該納付受託者に委託しようとする者(以下この項において「委託者」という。)から国税等の額に相当する金銭の交付を受けたときに、当該納付受託者が当該委託者に対して交付する金銭の受取書は、国庫金の取扱いに関する文書に含まれる。</u></p> <p>(公金の取扱いに関する文書の意義等)</p> <p>3 非課税文書の表の「公金の取扱いに関する文書」とは、地方自治法の規定に基づく指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関等が公金の出納に関して作成する文書をいい、公金とは、単に地方公共団体の所有に属する現金だけではなく、保管金等地方公共団体の保管に属する現金を含む。</p> <p>なお、公金の取扱いを行うことについての地方公共団体と金融機関等との間の契約書は、公金の取扱いに関する文書として取り扱う。</p> <p><u>(注) 法令の規定に基づき、地方公共団体から地方税や水道料金等(以下この項において「地方税等」という。)の収納の事務の委託を受けた者(以下この項において「受託者」という。)が、地方税等を納付しようとする者(以下この項において「支払者」という。)から、地方税等の交付を受けたときに、当該受託者が当該支払者に対して交付する金銭の受取書は、公金の取扱いに関する文書に含まれる。</u></p>	<p>非課税文書</p> <p><u>非課税法人の表、非課税文書の表及び特別法の非課税関係</u> (国庫金の取扱いに関する文書の意義等)</p> <p>2 非課税文書の表の「国庫金の取扱いに関する文書」とは、日本銀行国庫金取扱規程(昭和22年大蔵省令第93号)の規定に基づき、日本銀行(本店、支店及び代理店)が国庫金の出納に関して作成する文書をいい、国庫金とは、単に国の所有に属する現金だけではなく、保管金等政府の保管に属する現金を含む。</p> <p>なお、国庫金の取扱いを行うことについての日本銀行と金融機関との間の契約書は、国庫金の取扱いに関する文書として取り扱う。</p> <p>(公金の取扱いに関する文書の意義等)</p> <p>3 非課税文書の表の「公金の取扱いに関する文書」とは、地方自治法の規定に基づく指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関等が公金の出納に関して作成する文書をいい、公金とは、単に地方公共団体の所有に属する現金だけではなく、保管金等地方公共団体の保管に属する現金を含む。</p> <p>なお、公金の取扱いを行うことについての地方公共団体と金融機関等との間の契約書は、公金の取扱いに関する文書として取り扱う。</p>